報道資料

平成15年10月10日
情報通信審議会
電気通信事業部会

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果
ー　加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定　ー

情報通信審議会は、平成15年9月16日（火）、総務大臣から「西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定）」の諮問を受けました。

当審議会では、平成15年9月16日（火）から本件接続約款の変更案に対する意見を広く求めてきましたが、平成15年10月6日（月）をもって締め切りました。

本件に対する意見提出者は、別紙のとおりです。
提出された意見の内容については、本日から総務省情報通信政策局総務課（総務省11階）において閲覧に供するほか、準備が整い次第、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）に掲載します。

今後、当審議会においては、今回いただいた意見を踏まえて調査審議を行い、総務大臣に対し答申することとしています。

関係報道資料
○　西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集　ー加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定ー（平成15年9月16日発表）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030916_8.html

（連絡先）
諮問内容等について
連絡先：総合通信基盤局料金サービス課
飯倉課長補佐、久保係長
代表　：（代表）03－5253－5111
（内線5844）
電話　：（直通）03－5253－5844
FAX　：　03－5253－5848
E-mail：　setsuzoku@soumu.go.jp
情報通信審議会について

連絡先：情報通信政策局総務課
倉橋課長補佐、猪飼係長
電話　：（直通）０３－５２５３－５６９４
ＦＡＸ　：　　０３－５２５３－５７１４

別紙

意見提出者一覧（情審通第１１２号）
（PDF）

受付順	意見提出日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成１５年１０月６日	日本テレコム株式会社	代表取締役社長	ウィリアム・ティー・モロー
2	平成１５年１０月６日	ＫＤＤＩ株式会社	代表取締役社長	小野寺　正
3	平成１５年１０月６日	ソフトバンクＢＢ株式会社	代表取締役社長	孫　正義

意見書

渉外第 15－0155 号
平成１５年１０月６日

情報通信審議会
　電気通信事業部会長　殿

郵便番号　104-8508
住　　所　東京都中央区八丁堀四丁目７番１号
氏　　名　日本テレコム株式会社
代表執行役社長　ウィリアム・ティー・モロー
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　regulatory@japan-telecom.co.jp
（担当：総務本部　渉外部　井上）

　情報通信審議会議事規則第５条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成１５年９月１６日付け情審通第１１２号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

＜はじめに＞

　ＮＴＴ西日本殿において加入者光ファイバ概算納期情報システムが提供されることは、開通までの期間短縮が期待され、利用者利便に資することと評価します。

　しかしながら、システム手続費の算定に関しては根拠が不明確な点があると認識しています。以下に弊社の考えを述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

・設備管理運営費について、創設費に対する経費率は約44%という高率となっています。保守委託契約額に基づき算定したとのことですが、保守委託契約の内容が明らかにされていないため、当該割合の妥当性は判断できないと考えます。手続費算定における透明性を確保するためには、保守委託契約額ではなく、接続約款にて定められている設備管理運営費比率を適用することが適当であると考えます。

・予測利用件数の算定について、手続費算定根拠中の受付対応利用件数（240千件）には「検索したものの契約に至らなかった件数」が含まれていると９月２５日に開催された説明会において説明されましたが､そもそも240千件という予測件数の算出根拠が明らかではありません。当該予測件数の算出根拠の提示を要望します。

・ＮＴＴ東日本殿における加入者系光ファイバ概算納期情報開示に伴う手続費の認可時には、「ＮＴＴ東日本においては、接続事業者が遡及精算時に不測の出費とならないよう加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遡及精算までの間、３ヶ月ごとにこれを公表すること」との考えが情報通信審議会殿から示されております。ＮＴＴ西日本殿においても平成１６年３月末以降に利用件数実績を勘案した上で手続費の見直しを実施し、遡及精算を行うことになっていますが、接続事業者側の不測の出費を防ぐために、遡及精算までの間、２～３ヶ月ごとに実績利用件数が公表されるよう要望します。

・平成１５年３月１４日に認可されたＮＴＴ東日本殿における加入者系光ファイバ概算納期情報開示に伴う１件当たりの手続費は２０６円であり、今回のＮＴＴ西日本殿における１件あたりの手続費である３４円の約６倍となっております。同様の機能の提供であるにもかかわらず、このように大きな格差が生じていることから、ＮＴＴ東日本殿における手続費の算定過程に問題があるおそれがあると考えます。情報通信審議会殿におかれましては、手続費の算定過程が適当であるか否かについて、再度検討していただきたいと考えます。

以上

意 見 書

平成15年10月6日

情報通信審議会
　電気通信事業部会長　殿

郵便番号　163－8003

（ふりがな）とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめさんばんにごう
住　　所　東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

（ふりがな）かぶしきがいしゃ
氏　　名　KDDI株式会社

おのでら ただし
代表取締役社長　　小野寺　正

メールアドレス　kikaku-g@kddi.com

　情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成15年9月16日付け情審通第112号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

（別紙）

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見について

この度、標記の件について意見提出の機会を設定していただき、誠にありがとうございます。

弊社の意見等を下記に述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

１．光回線設備に係る情報の提供

第９６条の６

当社は、協定事業者から協定事業者が指定する利用区間に係る光信号端末回線の概算提供可能時期に係る情報（光信号端末回線の空き情報を考慮しない設備状況に基づくものをいいます。協定事業者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。）の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

【意見】

光ファイバの調達について、ＮＴＴ東西の利用部門と接続事業者との間で同等性が担保されていないと考えており、同等性を担保するように改善していく必要があると考えます。今般認可申請されている概算納期システムについて、接続事業者が把握できる情報をより充実させることは、ＮＴＴ東西の利用部門と接続事業者との間の同等性が担保されていく１つの手段になると考えます。

現在のＮＴＴ東の概算納期システムで把握できる情報は、光ファイバの整備状況のみで、ＮＴＴ東西のホームページ上においても光ファイバの空き状況までは把握できません。例えば、光ファイバが整備されているエリアであっても、利用申込み回答では、空きが無いことから提供不可能という回答を受けるケースがあります。また、ＮＴＴ東の概算納期システム上の回答は、整備されている場合以外、どのようなケースにおいても、全て「検索ＮＧ」と回答されるため、未整備なのか入力ミスなのか判別できません。

ＮＴＴ東西の利用部門と接続事業者との同等性を担保させるため、光ファイバの整備状況のみならず、光ファイバの空き状況についてもシステム上、把握可能となるようにしていただき、また、検索ＮＧの場合もより詳細な回答にしていただきたいと考えます。

２．手続費

区分			単位	手続費の額
（15）光回線設備線路条件調査費	第９６条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ウ　同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	１番号ごとの１成功検索ごとに	３４円

付則
（光回線設備線路条件調査費の実績に基づく精算に関する特例措置）
２当社は、光回線設備線路条件調査費ウ欄に規定する手続費について、前項の改正規定実施の日から平成１６年３月３１日までの間は、第７３条の２（接続料金等の実績に基づく精算）の規定中「当該事業年度」とあるのを「前項の改正規定実施の日から平成１６年３月３１日」

【意見】

手続費はシステム原価を予測利用件数で除することにより、算出されておりますが、当該予測利用件数はＮＴＴ東西の利用件数が大半を占めているため、手続費の精算額がＮＴＴ東西の実利用件数に大きく左右されることになると考えられます。

したがって、接続事業者の精算の支払額が多額なものとなるケースも懸念されますが、そのような場合においては、接続事業者の事業運営に対して、大きく影響を与えることになるため、３ヶ月毎の実利用件数の公表に加え、激変緩和措置を考慮していただく必要があると考えます。

３．その他

【意見】

光ファイバの提供エリアはＢフレッツの提供エリアに限られているわけではありませんので、接続事業者はＢフレッツの提供エリアに限らず、それ以外のエリアにおいても光ファイバを用いたサービス展開を考慮します。しかしながら、現在の概算納期システムは、検索可能エリアがＢフレッツサービスの提供エリアに限定されているため、ＮＴＴ利用部門が有利な環境となっており接続事業者との同等性が担保されていないと考えます。

従って、Ｂフレッツサービス提供エリア以外のエリアについても検索可能となるよう、概算納期システムの整備をしていただきたいと考えます。

以　上

※敬称等は省略させていただきます。

意見書

平成 15 年 10 月 6 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長　殿

郵便番号１０３－００１５
東京都中央区日本橋箱崎町２４－１
ソフトバンクＢＢ株式会社
代表取締役社長　孫　正義

情報通信審議会議事規則第５条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成１５年９月１６日付け情審通第１１２号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

ソフトバンクＢＢ株式会社

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見
－　加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定　－

（１）　本申請は、既に本年３月に認可された接続約款の変更のうちＮＴＴ東日本のみ導入し、先行実施しているものを、時期をずらせてＮＴＴ西日本も実施しようとするものである。経過措置を置いたために実施時期がずれただけであり、先行するＮＴＴ東日本が開始した 3 月の時点において、ＮＴＴ東日本と同様の内容で実施することは予定されていたものである。従って、その時点でＮＴＴ東西は、システムを共同開発する、あるいはどちらか 1 社が開発したシステムを他方も使用するといった経済化を図ったであろうと考えられる。
しかし、接続料算定において、ＮＴＴ東日本のソフトウェア開発費は２８，６８０千円（3 月認可時）であるのに対して、ＮＴＴ西日本のそれは２３，６７５千円であり、どのようにシステム開発の経済化を図ったのかが不明であり、明確にすべきである。

（２）　接続事業者にとって、加入者系光ファイバの開通期間を如何に短縮するかは重要な事業運営上の要素の一つである。そのため、開通期間そのものについて、ＮＴＴ東西と他事業者の間で公平性が確保されることが必要である。電気通信事業法においても、第一種指定電気通信設備に接続する場合の接続の条件が、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとしてはならない旨を明確に規定している。従って、公平性が確保されているかどうか客観的に評価できるよう、ＮＴＴ東西が定期的にＮＴＴ東西と接続事業者双方の開通期間を公表するルールを作り運用するべきである。